国民健康保険・国民年金加入の手続きについて

○ 加入の手続きは、社会保険等の資格喪失後１４日以内にしてください。

○ 手続きが遅れた場合は、健康保険を喪失した日付に遡って加入するため、保険税も遡って課税されます。

○ 加入の手続きに必要なもの
（持参していただくもの）

共通	• 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） • 世帯主・加入者の個人番号(マイナンバー)がわかる書類
国保	• 健康保険等資格喪失証明書（勤務先の様式でも可）
年金	• 年金手帳 • 雇用保険書類（離職票、受給資格者証、資格喪失確認通知書）

ご不明な点がございましたら、右記までご連絡ください。

粕屋町役場　総合窓口課　国保年金係
TEL：０９２－９３８－２３１１
内線：４４７、４４２

事業所記入欄

健康保険等資格喪失(否認)証明書

☐ 下記の者は、健康保険等の被保険者の資格を喪失(否認)したことを証明します。
☐ 下記の者は、健康保険等の被扶養者としての認定を抹消(否認)されたことを証明します。

被保険者証 (組合員証)	記号		番号	

被保険者 (組 合 員)	氏名		性別	男　・　女
			生年月日	S・H・R　・　・
	住所			
	基礎年金番号			

（注）資格喪失年月日は退職した日の翌日となります。

		氏　　名	性別	生 年 月 日	続柄	資格取得年月日 資格喪失年月日	資格喪失(否認)理由 (必ず記入してください)
資格喪失者	被保険者	同　　上			本人	・　・ ・　・	１．退職 退職日 (　　・　・　)
	被扶養者		男・女	S・H・R ・　・		・　・ ・　・	２．被保険者死亡
			男・女	S・H・R ・　・		・　・ ・　・	３．扶養非該当 理由 (　　)
			男・女	S・H・R ・　・		・　・ ・　・	４．その他 理由 (　　)
			男・女	S・H・R ・　・		・　・ ・　・	
			男・女	S・H・R ・　・		・　・ ・　・	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

保 険 者
（又は事業所）

所在地

名　称　　㊞

電　話

代表者

（粕屋町国保）